

銀 行

1. 銀行（金融機関）

銀行では、預金、外国為替（外国送金、外貨両替、トラベラーズチェックの取扱）、キャッシュカードの使用、公共料金の自動支払などができます。

銀行の営業時間は通常月～金曜日の午前9時～午後3時です。郵便局（ゆうちょ銀行）窓口は午前9時～午後3時です。

※口座開設・払い戻しと預け入れ、に関する情報はA-8「お金の管理」を参照してください。

(1) 外貨両替、トラベラーズチェック

① 銀行

外貨両替やトラベラーズチェックの換金は銀行などの金融機関の主要な支店で取扱っています。両替可能な通貨は取扱い店などによって異なります。

取扱いのないところもありますので、詳しくは各店にお問合せください。

② 郵便局（ゆうちょ銀行）での取扱い

岐阜県内で外貨両替とトラベラーズチェックを取扱っている郵便局は7店舗あります。

【取扱郵便局（ゆうちょ銀行）一覧】

岐阜中央、大垣、高山、多治見、関、中津川、各務原、可児

◆外貨両替

7通貨（米ドル、カナダドル、英ポンド、韓国ウォン、オーストラリアドル、スイスフラン、ユーロ）が両替できます。

ゆうちょ銀行各店舗によって希望外貨の在庫がない場合もあるので行かれる店舗にご確認の上ご来店下さい。取り寄せ外貨によっては1週間ぐらいかかる場合もあります。

外貨から日本円への両替は7通貨を即時に両替できます。

銀 行

1. 銀行(金融机构)

在银行可以办理存款、外国汇兑（向国外汇款、兑换外币、办理旅行支票）、使用提款卡、自动支付公共费用等手续。

银行的营业时间通常为星期一～五的上午9点～下午3点。邮局（邮政储蓄）窗口为上午9点～下午3点。

※有关银行开户和存取款的信息请参照A-8「钱的管理」。

(1) 外币兑换、旅行支票

① 銀行

银行等金融机构的主要分行可以办理外币兑换或旅行支票的兑现手续。不同分行，所能够兑换的外币也不尽相同。

也有不能兑换的地方，详细情况请向各银行分行咨询。

② 邮局（邮政储蓄）业务

岐阜县内能够办理外币兑换和旅行支票兑现的邮局（邮政储蓄）有7家

【经办邮局（邮政储蓄）一览】

岐阜中央、大垣、高山、多治见、关、各务原、可児、

◆外币兑换

可以兑换7种货币（美元、加拿大元、英镑、韩国元、澳大利亚元、瑞士法郎、欧元）

邮政储蓄的各分局不同，有的可能正好没有所希望兑换外币，所以请确认清楚后再去。如果预订的话，有可能需一周左右时间。

由外币兑换成日元时，如是上述7种货币可马上兑换。

◆トラベラーズチェック

6通貨（米ドル、カナダドル、英ポンド、オーストラリアドル、スイスフラン、ユーロ）と日本円がすべての取扱郵便局（ゆうちょ銀行）にて購入、換金できます。

（2）国際送金

① 銀行

電子送金、普通預金、送金小切手等の送金方法があります。手数料は送金地域、送金額等によって異なりますので、詳細は各銀行にお問合せください。

② 郵便局（ゆうちょ銀行）（国際送金取扱郵便局）

為替証書（普通・定額小）を相手の住所に送る方法と相手の郵便振替口座や銀行口座に払い込む等の方法があります。

手数料は送金地域、送金額等によって異なりますので、詳細は郵便局（ゆうちょ銀行）（国際送金取扱郵便局）にお問合せください。

（3）印鑑

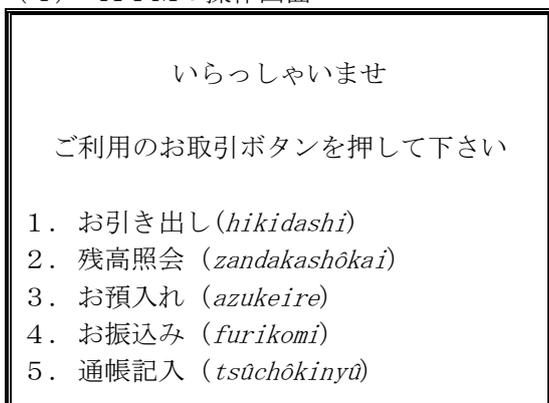
日本では外国における署名（サイン）と同じような意味で印鑑による押印が用いられます。

印鑑には「実印」と「認印」の2種類があります。「実印」は市役所に登録し、重要な法律上の手続に用いられます。

「認印」は預金口座の開設、預金の引き出し、書留郵便の受領などに用いられます。

どちらも大切に保管しましょう。

（4）ATMの操作画面



◆旅行支票

6种货币（美元、加拿大元、英镑、澳大利亚元、瑞士法郎、欧元）和日元，在所有的经办邮局（邮政储蓄）都可以办理购买、兑换手续。

（2）国际汇款

① 銀行

有电子汇款、普通储蓄（活期存款）、支票汇款等汇款方式。所需手续费根据汇款地区、汇款金额等的不同而变化，详情请向各银行咨询。

② 邮局（邮政储蓄）（国际汇款经办邮局）

有将汇兑证书（普通、小额）送至对方地址的方法和打入对方邮局转帐帐户或银行帐户等方法。

所需手续费根据汇款地区、汇款金额不同而变，详细情况请向邮局（邮政储蓄）（国际汇款经办银行）咨询。

（3）印章

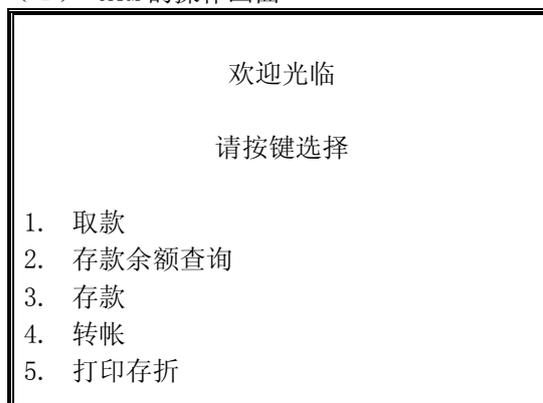
在日本使用印章盖章，具有与外国的签名一样的效力。

印章有「正式印章」和「便章」2种。「正式印章」在市役所登录，适用于重要的法律上的手续。

「便章」可用于储蓄帐户开户、取款、领收挂号信等。

两者都需妥善保存。

（4）ATM 的操作画面



税金

日本の税金には国に納める国税と県・市町村に納める地方税があります。

1. 国税

国税にはたくさんの種類がありますが、最も身近なものに所得税と消費税があります。

(1) 所得税

所得税とは個人の所得に対してかかる税金のことです。日本国内で所得のある人は、外国人であっても所得税法に基づき課税され、一定の税金を納めなければなりません。しかし、外国人の場合は滞在期間によって税率が異なります。

① 納税義務者

◆ 居住者…国内に住所を有する人または現在まで引き続いて1年以上住所を有する人。

※ 継続して1年以上居住することを通常必要とする職業を有する場合、「居住者」として区分されます。

◆ 非居住者…「居住者」以外の人を言います。

※ 「非居住者」であった人が日本で滞り期間が1年を超えた場合、もしくは途中で契約等の変更により国内勤務が1年以上となった場合はその時点で「居住者」として取扱われることもあります。

② 納税額

◆ 居住者…一般の日本人と同じ税率がかかります。

◆ 非居住者…おおむね国内源泉所得の20%が源泉徴収されます。

③ 納税方法

◆ 給与所得者…勤務先で源泉徴収票によって課税され、年末調整で精算します。

※ 詳しくはF-3「源泉徴収」を参照してください。

◆ その他の所得者…確定申告が必要です。

税金

日本の税金有需上缴国家的国税和上缴县、市町村的地方税。

1. 国税

国税有很多种，与我们最密切相关的是所得税和消费税。

(1) 所得税

所得税是对个人所得收缴的税金。在日本国内有收入的人，即使是外国人也要按照所得税法被征缴税款，必须缴纳一定的税金。但是，外国人根据其在日时间长短，应用不同税率。

① 纳税义务者

◆ 居住者…在国内有住所的人或者到现在为止持续1年以上拥有住所的人。

※ 因工作需要需连续居住1年以上的人，划分为“居住者”。

◆ 非居住者…指“居住者”以外的人。

※ “非居住者”在日本停留期间超过1年，或者中途因合同等的变更导致在日本国内工作超过1年时，也有算作“居住者”的可能。

② 纳税额

◆ 居住者…与一般的日本人税率相同。

◆ 非居住者…约征收在日本所得收入的20%。

③ 纳税方法

◆ 工资收入者…在单位根据源泉征收票纳税，年末调整时精算。

※ 详细情况请参照F-3“源泉征收”。

◆ 其他收入者…需要确定申告。

④ 確定申告

毎年1月1日から12月31日までの1年間の所得金額と、それに対する税額を納税者が自分で計算して所轄する税務署に申告し、納めます。

確定申告をする必要のない人でも、年度途中で会社を変わった場合、扶養者が増えた場合、医療控除を受けたい場合などは確定申告することによって源泉徴収された税額の一部について還付を受けることができます。

申告期間は翌年の2月16日から3月15日までです。

⑤ 所得控除

基礎控除の他に配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除などの諸控除があります。

(2) 消費税

消費税は、物を買ったりサービスを受けた時に、支払う金額に5%課されます。

2. 地方税

(1) 住民税

住民税には県民税と市町村民税がありますが、両方とも均等割といって全員に一律に課税される部分と、所得割といって前年の所得に従って課税される部分からなっています。この住民税を納めるには会社等が給与から天引きし、皆さんに代わって市町村に納める方法と個人で市町村に納める方法があります。

詳しくは居住地の市町村役場税務署担当課で聞いてください。

(2) 自動車税・軽自動車税

自動車税はすべての自動車、軽自動車の所有者にかかる税金で、毎年5月に納入通知書が送付されますから、それをもって銀行等に納めてください。

④ 確定申告

納税人自己計算毎年1月1日至12月31日一年間の収入金額和相应税款，向所轄税務署申报、缴纳。

没有必要进行确定申告的人，如果年度中换单位、增加了抚养者、希望扣除医疗费用等情况时，可根据确定申告领回部分所得税。

申告时间为第二年的2月16日至3月15日。

⑤ 所得扣除

除基础扣除以外，还有配偶者扣除、配偶者特别扣除、抚养扣除等各种扣除。

(2) 消費税

消費税是指买东西等接受服务时，需缴纳5%的税款。

2. 地方税

(1) 居民税

住民税有县民税和市町村民税，两者都有均摊，即由全员一律被征收的部分和按收入征收即根据前一年的收入而被征收的部分组成。缴纳住民税有两种方法，一种是由单位等从工资中预先扣除，代替大家向市町村缴纳，还有就是个人向市町村缴纳。

详细情况请向居住地的市町村政府税務署担当課咨询。

(2) 机动车税・小型机动车税

机动车税是所有机动车・小型机动车所有人所应缴纳的税金，每年5月会收到缴纳通知书，请持其去银行等缴纳。

3. 税金に関する窓口（日本語）

税金についての詳細は住所近くの税務署もしくは市町村役場税務担当課で聞いてください。

県税や自動車税については下記県税事務所、自動車税事務所へお問合せください。

岐阜県税事務所

（岐阜市・羽島市・各務原市・山県市・瑞穂市・本巣市・羽島郡・本巣郡にお住まいの方）

TEL：058-264-1111

西濃県税事務所

（大垣市・海津市・養老郡・不破郡・安八郡・揖斐郡）

TEL：0584-73-1111

中濃県税事務所

（関市・美濃市・美濃加茂市・可児市・郡上市・加茂郡・可児郡）

TEL：0575-33-4011

東濃県税事務所

TEL：0572-23-1111

東濃県税事務所恵那出張所

（多治見市・中津川市・瑞浪市・恵那市・土岐市・土岐郡）

TEL：0573-26-1111

飛騨県税事務所

TEL：0577-33-1111

飛騨県税事務所下呂出張所

TEL：0576-52-3111

飛騨県税事務所自動車税出張所

（高山市・飛騨市・下呂市・大野郡）

TEL：0577-36-1400

自動車税事務所

TEL：058-279-3781

税務課（岐阜県庁内）

TEL：058-272-1111

可茂総合庁舎内【0574-25-3111】

郡上総合庁舎内【0575-67-1111】

揖斐総合庁舎内【0585-23-1111】

恵那総合庁舎内【0573-26-1111】

下呂総合庁舎内【0576-52-1111】

に「県税窓口コーナー」を設置しております。

3. 税金有关窗口（日语）

有关税金的具体情况请去住所附近的税务署或者市町村政府税务担当课咨询。

有关县税或机动车税请去下記县税事务所、机动车税事务所咨询。

岐阜县税事務所

（居住在岐阜市・羽島市・各務原市・山県市・瑞穂市・本巣市・羽島郡・本巣郡的人）

电话：058-264-1111

西浓县税事務所

（大垣市・海津市・养老郡・不破郡・安八郡・揖斐郡）

电话：0584-73-1111

中浓县税事務所

（关市・美浓市・美浓加茂市・可儿市・郡上市・加茂郡・可儿郡）

电话：0575-33-4011

东浓县税事務所

电话：0572-23-1111

东浓县税事務所恵那办事处

（多治见市・中津川市・瑞浪市・恵那市・土岐市・土岐郡）

电话：0573-26-1111

飞騨县税事務所

电话：0577-33-1111

飞騨县税事務所下呂办事处

电话：0576-52-3111

飞騨县税事務所机动车税办事处

（高山市・飞騨市・下呂市・大野郡）

电话：0577-36-1400

机动车税事務所

电话：058-279-3781

税務課（岐阜县政府内）

电话：058-272-1111

可茂综合厅舎内【0574-25-3111】

郡上综合厅舎内【0575-67-1111】

揖斐综合厅舎内【0585-23-1111】

恵那综合厅舎内【0573-26-1111】

下吕综合厅舎内【0576-52-1111】

内设有“县税窗口”。